

会 議 録

令和8年度 第1回青少年・居場所部会

開催日時 2026年（令和8年）4月24日（金）13：58～15：39
開催場所 藤沢市役所本庁舎5階 5－1会議室
出席者 委員7名（うち、職員1名）
澁谷部会長、金子委員、加藤委員、深津委員、小沼委員、田中委員、
古郡委員
事務局10名
子ども総務課（杉田参事、寒河江主幹、天川課長補佐、橋本主査、
渡邊主査、齊藤職員）
青少年課（倉本課長、西崎課長補佐、卯瀧課長補佐、中野主任）
欠席者 委員1名

内 容

1 開 会

2 議 事

- （1）第2期藤沢市子どもの居場所づくり推進計画の推進に向けた取組について
- （2）青少年の指導等について

3 その他

1 開 会

○事務局（子ども総務課）

定刻より少し早いですが皆様お揃いですので始めさせていただきます。

本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。進行させていただきます藤沢市子ども総務課の齊藤と申します。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして本日は令和8年度第1回目の会議ですので、委員の皆様から自己紹介をいただければと存じます。お名前、ご所属ご自身の普段のご活動について1分程度でお話いただけますと幸いです。それでは恐れ入りますが名簿順に金子委員からお願いいたします。

○金子委員

青少年指導員協議会の金子と申します。よろしくお願いします。青少年指導員協議会は、青少年の健全育成、被害更正を目的として活動しております。市内14地区ありましてそれぞれ指導員がおりまして、普段街頭パトロールということで、通学路や公園などで子どもたちの様子を見守っております。あと当市地域でのお祭りやセンターなどで子ども向けのイベントなどを行って子どもたちと触れ合っております。どうぞよろしくお願いします。

○加藤委員

こんにちは藤沢市未来創造財団の加藤と申します。前任の森に変わしまして、今年度からどうぞよろしくお願いいたします。藤沢市みらい創造財団青少年事業課につきましては、藤沢・辻堂の青少年会館、市内の児童館、地域子どもの家、少年の森と指定管理施設を運営しております。子どもたちの居場所や青少年の体験事業を行っております。

またこちらのところで子どものためにいろんなたくさんの居場所の展開をできたらと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○深津委員

皆様こんにちは。羽鳥中学校校長の深津と申します。中学校の方で子どもに関する課題といいますと、やはり不登校、教室に入れない子どもがすごく増えてきておりまして、どの学校でも今別室を用意して、そこを段階として教室に戻れるような取組をしているところです。ただ別室にこれる子はまだいいんですけれども、学校に来ることすらできない子どももおりますので、そういう子たちをどう対応していったらいいのかというのがとても悩みの大きいところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○澁谷部会長

名簿の中ほどにございます、関東学院大学社会学部に所属しております澁谷と申します。社会学部なんですが、普段は社会学部の中で社会福祉士ソーシャルワーカーとして自分のキャリアを形成していきたいという学生さん中心に、いろいろなトレーニングであるとか講義をいたしております。

地域の中にできるだけそうした専門的な知識を持ったものも活動できる場を作りながら進めたいと思っておりますので、この場でもどうぞよろしくお願いいたします。

○小沼委員

市民委員の小沼陽子です。よろしくお願いいたします。私は今回3年目になります。

普段はNPO 法人優タウンという不登校の親子のサポートの代表としてやっています。私自身が不登校の親、子どもの親だったこともその親の会を中心に活動してまして、そこから派生して子どもの居場所とか、今特に不登校を経験した若者たちと一緒にプロジェクトをやっていたりしています。

昨日も親の会が、ありまして、いろんなその現場の声をここでお届けできたらなと思ってやっていきますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○田中委員

こんにちは。市民委員の田中文枝と申します、よろしくお願いいたします。私は藤沢市川名地区に住んでいる2児の母でして、2人とも学童保育に入れませんでした。子たちが新林小学校の地区は増えておりまして、子どもの居場所を一昨年から行っております。

その中でやはり子どもだけの声も聞くことが多いんですが、やはり保護者のニーズというのが私達の活動と合ってきてるのかなっていうのを最近疑問に思いまして、今年度は子ども会の役員小学校のPTA会長を務めさせていただいて、学校や保護者からの意見も聞いていきたいなと思っております。

あと最近は小学校の介助員の仕事も始めまして、やはり小学校の中で起きていることってどういうことなんだろうっていうのをやっぱり自分の目で確かめたいなと思って今活動しております。1年間よろしくお願いいたします。

○古郡委員

皆さんこんにちは。4月から子ども青少年部長ということで、着任させていただきました古郡亘幸と申します。よろしくお願いいたします。

昨年度は福祉部長ということで福祉の方担当させていただいていました。福祉の方も課題が多く、また困難を抱える方々の内容は非常に複雑化、複合化してきている状況があります。そういう中で、やはり当然お困りごとを抱えた世帯の方々を対応している中では子どもがいる家庭が多いわけでありまして、そういう意味では今までも子ども青少年部と一緒に取組を進めてきているんですけども、やはりこちら側に来ると、なおそれがやはり明確に見えてくるところもありますし、また今日深津先生いらっしゃいますけども、教育委員会、学校との連携などももっともっと深めていかなきゃいけないかなというふうに思っ

ているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（子ども総務課）

ありがとうございました。では本部会は比較的小規模な会議となりますので、事務局の方からも簡単に自己紹介をさせていただければと存じます。

○事務局（子ども総務課）

はい、皆さんこんにちは。子ども総務課長の杉田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今お話もありましたが、子ども・子育て会議の全体会ですと、なかなか事務局の人数もすごく多くて自己紹介するようなこともできないんですけども、今日本当に皆さんとごっくばらんに議論させていただきたいと思ひまして、あえて事務局の自己紹介の時間を入れさせていただきました。これから所属と名前を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○事務局（子ども総務課）

皆さんこんにちは。同じく子ども総務課の寒河江と申します。今年度からとなりますがよろしくお願いいたします。

○事務局（子ども総務課）

皆さんこんにちは。同じく子ども総務課の天川と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（子ども総務課）

こんにちは。同じく子ども総務課の橋本と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（子ども総務課）

こんにちは。子ども総務課の渡邊と申します。私も今年度から異動してまいりました。よろしくお願いいたします。

○事務局（子ども総務課）

こんにちは。改めてではありますが、子ども総務課の齊藤と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（青少年課）

青少年課長の倉本です。本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

この部会中で本当に自由闊達な議論をしていただきまして、ぜひ青少年行政の参考にもさせていただきたいと思っておりますので、本年度もよろしくお願いいたします。

○事務局（青少年課）

皆さんこんにちは。私も4月から青少年課に着任しました卯瀧と申します。よろしくお願いします。

○事務局（青少年課）

こんにちは。青少年課の私西崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（青少年課）

こんにちは。青少年課の中野と申します。今年度もよろしくお願いいたします。

○事務局（子ども総務課）

ありがとうございます。以上のメンバーで事務局を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それではただいまから、令和8年度第1回藤沢市子ども・子育て会議青少年・居場所部会を始めさせていただきます。本日は三ツ橋利和委員から欠席のご連絡をいただいていることをご報告させていただくとともに、現時点で委員8名中7名のご出席をいただいていることから、藤沢市子ども・子育て会議条例第8条第5項の規定に基づき、同条例第7条第2項の規定を本部会に準用いたしますと、「部会は、部会の委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。」との条件を満たしておりますので、本日の部会が成立することをご報告いたします。

続きまして本日使用する資料を確認させていただきます。机上に配付させていただいたものでありますが、まず会議の次第、委員の皆様の名簿、次右肩に資料1と書いてあるペラ1枚の資料ですね。あと左上ホチキス留めしております2-1、そちらと左側を2か所ホチキスを留めております資料2-2、合計5点になります。

またこの会議資料とは別に、昨年度本部会及び子ども・子育て会議の全体会で審議いただき策定いたしました、第2期藤沢市子どもの居場所づくり推進計画と、その概要版及び子ども版の計3冊の冊子を配布させていただいております。資料については以上となりますが、過不足等ございましたら、お申し出願います。よろしいでしょうか？ありがとうございます

ございます。

続いて会議の公開についてご案内いたします。本日の部会でございますが、この会議は地方自治法の規定に基づく市の附属機関に位置づけられており、藤沢市情報公開条例第30条の規定に基づき、会議は公開すること、また、藤沢市審議会等の公開に関する要綱第6条の規定に基づき、会議資料につきましては原則として閲覧に供することとされておりますので、公開としたいと考えております。このことについてご異議ございませんでしょうか？ありがとうございます。ご異議なしとのことですので本日の会議は公開とさせていただきます。

本日の傍聴者はいらっしゃいません。

それでは議事に先立ちまして本部会の役割と委員構成をご説明させていただきます。本部会はこども大綱、子どもの居場所づくりに関する指針等を踏まえた、藤沢市子どもの居場所づくり推進計画の改定及び居場所づくり政策等に係る意見提案と、青少年の課題及びその解決に資する施策等に関する意見提案の二つの意見提案をしていただく会議体となっております。なお、青少年の課題等については、本市の青少年問題協議会が所掌する領域である、青少年の指導育成、保護及び矯正に関する内容と同様のものを含むものと想定しているものでございます。青少年問題協議会は、個別の重大事案に対する審議を行うものでございますが、これまでの間、非行等に関する重大事案の発生がなく、現在審議会としては実質休眠となっております。令和7年度は主に、第2期藤沢市子どもの居場所づくり推進計画の策定に係るご審議をいただき、令和7年度3月に同計画を策定いたしました。本日ご審議いただく内容といたしましては、令和8年度以降の藤沢市子どもの居場所づくり推進計画の計画の取組等について及び青少年の指導等についてでございます。

次に委員構成については、先ほどお示しいたしました名簿のとおりとなります。澁谷委員を本部会の部会長とさせていただいております。なお副部会長については、澁谷部会長と事務局との調整の結果、古郡子ども青少年部長を副部会長とさせていただいておりますのでご承知おきくださいますようお願いいたします。

それではこの後の進行は澁谷部会長をお願いいたしますどうぞよろしくお願いいたします。

○澁谷部会長

よろしくお願いいたします。ではお手元の会議次第に沿って議事を進行させていただきます。なお委員及び事務局におかれましては、ご発言の際はご所属とお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

では、まず次第の2議題ですね。こちらご覧いただきますと（1）として、第2期藤沢市子どもの居場所づくり推進計画の推進についてですね、こちらの事務局へご説明等お願

いたします。

○事務局（青少年課）

青少年課の西崎です。よろしくお願いいたします。資料につきましては資料1をご覧ください。ただければと思います。こちらですね、第2期藤沢市子どもの居場所づくり推進計画の推進に向けた取組ということで、こちら1の（1）主旨ということで書かせていただいております。

今回ご議論いただきたいところにはなるのですが、今年の3月に第2期子どもの居場所づくり推進計画を策定させていただきました。後ほどですね、こちらの計画、本年度から委員になられた方もいらっしゃると思いますので、簡単にご説明させていただきたいと思っております。

その後、2番の4年間の目標と取組ということで入れさせていただいてるのですが、その計画の中で新しい取組、新規事業を入れさせていただいております。そちらにつきまして、4年後どうなったらいいか、どういったところを目標とするか、どういった取組をするかを今回ご議論いただきたいと考えております。

その後、3番にあります今年度の目標と取組ということで、ではその4年後どうなったらいいかを、具体的に今年度どうしていこうかというところに落とし込んだ形で今年度の目標を、事務局の提案と出させていただきながら皆さんとご議論させていただければと思っております。

最後に、第2期子どもの居場所づくり推進計画の改定についてということで、こちら今回作成させていただいた子ども版と概要版につきまして、改定を見込んだ形になっておりまして、そういったところのご説明をさせていただきたいといった構成で、今回はご議論いただきたいと思っております。

では早速ですが、まず子どもの居場所づくり推進計画について、簡単ではございますが説明させていただきたいと思っております。

○事務局（青少年課）

ではここからは青少年課の中野の方が説明をさせていただきます。

まずは昨年度からいらっしゃった委員の皆様におかれましては本計画の策定に当たりましてご協力いただきましてありがとうございます。

では早速ではございますが、第2期藤沢市子どもの居場所づくり推進計画の今年度以降の取組についてのご説明をさせていただく前に、先ほどお伝えしましたとおり計画の簡単な説明からさせていただければと思います。

この第2期藤沢市子どもの居場所づくり推進計画につきましては、昨年度の3月に策定

した計画で、藤沢市の子ども・子育て支援や貧困対策など、こども施策をまとめた、この黄色い冊子の藤沢市子ども・若者共育計画の居場所分野を補完する計画として策定をさせていただいております。お手元にお配りさせていただいておりますが、ピンク色の表紙で一番ボリュームがある冊子こちらが計画の本体、左上に概要版と書かせていただいているものが、この計画の概要版で、黄色い表紙となっている一番薄いリーフレットのものが子ども版ということで今回合計3冊を作成させていただきました。

説明に当たりまして、計画の概要版で説明させていただきたいんですけれども、まずは一度計画の本体の方をお手元にご用意いただきまして、目次をご確認いただきながら、計画の大枠のお話だけ少しご説明させていただきます。

開いていただいて挨拶の後目次ですね。こちら第1章、一番上からいきますと第1章「はじめに」につきましては、計画の基礎となる情報を記載させていただいております。

次に、第2章「基本的事項など」につきましては、この計画においてどういったことを大切にして、子どもの居場所づくりを進めていくか、居場所というのはどういうものなのかというのをこの計画上で定義をさせていただいている章になっております。

第3章、「子どもの居場所の状況」につきましては、子どもや子育て家庭に関わるデータや、昨年度実施させていただきました居場所の運営者へのヒアリング、子どもを集めたワークショップでの意見聴取など、各種調査結果やデータを掲載させていただいている所になっております。

第4章、「市が推進する居場所づくりについて」ですが、こちら文字通り市が進めていく居場所づくりとして施策や事業をまとめさせていただいた章となっております。

最後に第5章「計画の推進に向けて」では、第4章までで示させていただいた方向性をどう管理評価していくのかという部分を掲載した章となっております。

概要版をお手元にご用意いただきまして、計画の中身の方をちょっと説明させていただければと思います。概要版の1ページが目次なので、2ページからご覧ください。

では①初めに（1）の経緯と趣旨についてですが、国の方で、子どもの居場所づくりに関する指針というものが2023年12月に策定をされました。その指針の中では、居場所は子どもが生きていく上で不可欠であり、子どもの視点に立ち声を聞きながら進めることを、居場所づくりの根幹に据えることといったことが記載されており、それを受けまして第1期の改定とともに居場所の居場所、場所及び居場所づくりの現状や課題等を踏まえまして、計画を見直し、第2期藤沢市子どもの居場所づくり推進計画を策定することといたしました。

次に（2）計画期間についてですが、子ども・若者共育計画の補完計画でございますので、子ども・若者共育計画の終了時期に合わせまして2029年度、令和11年度までの計4年度間とさせていただいております。

(3) 計画の対象につきましては、今回この計画が子どもが自らの意思で居場所に行くことのできる年齢ということで設定をさせていただいており、6歳から12歳の学童期、13歳から15歳の思春期、16歳から18歳の青年期の、6歳から18歳の子どもの居場所と子どもの居場所づくりを主な対象としているのですが、事業や施設によっては年齢の区分がなかったり、もっと広い枠でやられていたりする施設などもございますので、本計画で掲載している事業や施設によっては、他のライフステージを含むものとさせていただきます。

(4) 子どもの居場所の定義についてですが、本計画における子どもの居場所は国の指針を参考とさせていただきまして、子どもが落ち着ける場所やそこにいる時間、誰かと一緒に行ったり話をしたりする人との関係性を含んだものとし、従来の物理的な場だけではなく、遊びや体験活動、オンライン空間など、本人がそこにいたいという気持ちを尊重し、そのように感じる場や対象全てを居場所と捉えまして、子どもが自分らしくいられて居心地の良さを感じることができる安全安心な空間とさせていただきます。

次のページ3ページにお移りください。②藤沢で居場所づくりに関わる全ての人と共有したい居場所づくりの視点ですが、こちらはこの計画で大切にしていきたい要素の一つで、こちらの項目は市の居場所づくりだけではなくて、市民団体や企業などの民間団体も含めて、よりよい子どもの居場所を子どもたちとともに目指していくために、国が示す基本的な考え方をもとに、藤沢で子どもの居場所づくりに関わる全ての方と共有したい視点を本市の基本姿勢として示させていただいたものになります。数も多いので、少し項目だけ触れさせていただきますと、(1) 子どもの権利を守る居場所づくり (2) 子どもが主役の居場所づくり (3) 安全安心な居場所づくり (4) 地域における多様な居場所づくりの4項目で構成をさせていただいておりまして、市の居場所だけではなく、民間でやられている場所にも意識していただきたい内容として記載をさせていただいております。

次のページに進んでいただきまして、③の本計画の体系図になります。こちらは藤沢市子ども・若者共育計画の目指す姿に向かって計画を推進していくために、どのような目標のもと、どのように施策や事業を展開していくかの関係性を可視化したものになっております。左上の目指す姿は本計画が藤沢市子ども・若者共育計画の補完計画であるという性質もありまして、子どもの居場所づくりから藤沢市子ども・若者共育計画で示す目指す姿の実現を図るため、最終的なゴールとしては、藤沢市子ども・若者共育計画の目指す姿がそのまま本計画の目指す姿となっております。目指す姿に向けて伸びた矢印が2本ありまして、一つが先ほどお伝えしました、藤沢で居場所づくりに関わる全ての人と共有したい居場所づくりの視点。もう一つが5ページの真ん中ら辺、目指す方向についてです。こちらは本計画における目標に近いものでして、この計画では子どもの居場所づくりを単に場所を増やすこととして捉えるだけではなく、地域全体の大人の意識と行動を変える取組と

させていただいております、先ほどの視点で示した居場所づくりが市全体に広がっていき、市全体で子どもの育ちを支え、全ての子どもが自分に合った居場所を見つけることができるように取組を進めていくため、本市の居場所が子どもたちにとって、「居たい・行きたい・やってみたい」と思えるものになっていくように、2つの計画の目指す方向を定めております。

一つ目が子どもの意見を尊重した居場所づくり、二つ目が多様な居場所の充実に向けた連携強化です。その目指す方向に向けて居場所づくりを進めていくため、本市の居場所に関わる施策事業において重視していく項目が目指す方向の下での推進の視点になっております。

そして6ページに記載の内容が、その施策や事業の具体的な部分に繋がっていくという構成になっております。

7ページ以降は、市が進めている居場所づくりの概要でしたり、整備の方針などを抜粋して掲載しているものになっております。こちらも全て説明するとだいぶお時間頂戴してしまいますので、ご興味のある方はお時間ある時にご確認いただけますと幸いです。

最後に10ページにお進みいただきまして、10ページの下⑤計画の推進に向けてですが、藤沢市子ども・若者共育計画の目指す姿に向けて計画を推進していくに当たりまして、指標を設定させていただき、その改善に向けて取り組むこととしております。項目としてはアウトカム指標として、居場所と思える場所があるか、自分の意見が反映されていると感じるか、自分の権利が守られていると感じるか。アウトプット指標として、子どもの居場所に関するネットワークの会議の実施回数について設定をさせていただいております。計画の大まかな説明としては以上となります。

一度ここまでで何かご質問やご意見ございましたら委員の皆様から頂戴したいと思うのですが、いかがでしょうか？大丈夫ですかね。そうしましたら資料自体の説明の方に移らせていただきたいと思います。

では資料の1にお戻りいただきまして、2の4年間の目標と取組内容に入らせていただきたいと思います。

先ほどの説明でも一度触れさせていただきましたが、計画の説明でも一度触れさせていただきましたとおり、本計画の目指す方向である、子どもの意見を尊重した居場所づくり、多様な居場所の充実に向けた連携強化及び藤沢市子ども・若者共育計画の目指す姿である、「こどもの笑顔が繋がるまち、ふじさわ～子ども・若者一人ひとりの可能性を育み、だれひとりの取り残さない、あたたかい地域共生社会」に繋がるような子どもの居場所づくりを推進していくために、ヒアリング等の調査や計画に記載の内容を踏まえまして、今回の部会では新規事業を軸とした本計画の取組についてご説明をさせていただきたいと考えております。

では計画本体をお手元にご用意いただきまして、62ページをご覧ください。この62ページ、63ページに掲載の新規事業につきましては、新規の1から新規の4になりますが、計画の目指す方向に向けた居場所づくりを進めていくために実施する新規事業として新たに設定をさせていただいた事業になっております。計画本体のこの事業の情報と併せて、資料1と一緒にご覧いただきたいのですが、まず資料の1の新規の1「子どもの意見を反映した居場所運営の推進」についてになります。こちらの事業内容としましては、本市が運営管理する子どもの居場所については、子どもの意見を聴取し、運営面に意見が反映されるよう取組を推進するものです。また民間で運営する居場所においても、子どもの意見を聴取した運営が進められるように周知啓発を進めるという事業になります。黒ポチの部分で4年間の目標にしたいと考えているものでして、計画本体に記載の事業を進めた先に、4年後こういう状態になるように事業を進めていきたいと考えているものになっております。子どもの居場所において子どもの意見が反映される仕組みが取り入れられている。意見聴取が行われるように好事例、先進事例の共有を行うとしております。最終的には全ての子どもの居場所で大なり小なりあるとは思いますが、子どもの意見を聴取し、その意見に対するフィードバックとして、もらった意見のうち反映できたこと、できなかったこと、反映できなかった場合は、なぜできなかったのかのフィードバックなど、意見を伝えてくれた子どもに対しての意見聴取からフィードバックの流れを実施していただくために、本市の好事例であったり、本市に限らず先進事例などをまとめさせていただいて、居場所を実際にやられてる方、運営者などに共有をさせていただきたいと考えております。

次に2の新規の2、居場所で表面化する問題への相談体制の検討についてですが、こちらの事業内容は子どもの居場所の運営者が困難を抱える子どもの存在を把握し、支援の必要性を感じたとき、その子どもの状況に応じて専門機関に繋げることができるように関係各課と連携し、相談体制の検討を進めるという事業になっております。こちらの4年間の目標としては、相談できる状態が整っている。居場所で子どもの困り事があったときの相談先があるとしております。悩み事の相談などは一定の関係性ができた上で伝えたいという気持ちになったり、ポロっと出るものだとこちらとしても考えております。事業の基本ベースとしては、居場所の運営者のためという視点で事業構成したのですが、本来は子どもが困ってることや伝えたいことを、居場所で伝えたい、伝えてもいいという風土があった上で、その居場所の運営者が相談を受けて、皆さんが困ったり悩んだりしないように、相談を受ける側の準備として支援者のあり方の資料だったり、支援団体などの連絡先の共有などを進めていきたいと考えております。

次に新規の3、子どもの居場所に係るネットワークの構築についてですが、こちら63ページに掲載の事業になります。事業内容としましては、子どもの居場所を運営する団体

が持続可能な活動基盤を築く支援を進めるため、子どもの居場所に係るネットワークを立ち上げ団体間の交流を図り、活動場所や資源を共有できる協働の場を確保するなど、団体間の連携強化を図るといった事業になります。4年間の目標については、ネットワークを立ち上げるとともに、ネットワークと協働し、最終的に場所の運営者が担うネットワークで自走する仕組みを作る、子どもの居場所ネットワークに50団体登録されている、ネットワーク内で近隣の居場所同士の連携が取れる状態ができている、居場所の運営者が孤立感を感じないような状態となっている、ということでこの4年間の大きなテーマの一つだと考えているのがこの事業です。市としてネットワークを構築して、子どもたちが自分に合った居場所を見つけることができるようにというのが最大の目標で、その中でネットワークに所属する居場所団体が連携して活動継続の支援や、よりよい子どもの居場所が藤沢市に広がっていくように取組を推進するものでございます。このネットワークが新規の1、2にもこれから説明する4についても、複合的に課題を解決していくためのツールになると考えております。

最後に新規の4、「子どもの居場所事業の箇所数把握」についてです。事業内容としましては市内で実施される子どもの居場所の箇所数や特徴を調査把握し、データベース化を進め、市民や関係機関が子どもの居場所を簡単に把握できるような取組を進めますとしております。4年間の目標としましては、子どもにもわかりやすいような形での居場所の情報を発信する、運営者にも利用者にもわかりやすい居場所に関する案内の作成としております。こちらは藤沢市子ども・若者共育計画の前身の計画である、藤沢市子ども共育計画の子どもの居場所の箇所数が指標の一つにあったことが背景にあります。今回の計画では、事業として箇所数把握を入れさせていただきましたが、藤沢市子ども共育計画では指標として居場所の数というものを追っていました。本計画においては数はもちろんですが、居場所は自然発生的に生まれて、様々な場所や物が居場所となりうるため、母数の把握が難しいものであることから、ただ数を追うという方向から少し方向性を変えさせていただきまして、利用者や運営者のために生かしていくためのデータベースというもので、把握していきたいと考えております。

最後（2）その他の取組につきましては、事務事業としての記載はないんですけれども計画内に文章として記載しておりまして、今後進めていく必要がある内容と考えております。

一つ目は朝の居場所の検討、二つ目はオンラインの子どもの居場所の安全啓発になります。朝の居場所につきましては、市内で現在、民間の活動として実際に実施されている場所もある中で、実際に市が行うニーズがあるのかなども含めて調査を行わせていただき、今後の検討をさせていただくというのが一つ。

次にオンラインの子どもの居場所の安全啓発についてですが、こちらは今回計画上の居

場所の定義として、従来の場所だけではなくオンライン空間などを含めたことによりまして、オンライン空間を使うリスクも発生する可能性がありますので、事業としては掲載しておりませんが、オンラインの居場所についての啓発資料等の作成及び公開をしていきたいと考えております。

これまでご説明させていただきました内容はあくまでも4年間の目標と考えておりますので、その目標に向けた具体的な取組等については次の項目3の方で説明させていただければと思います。その上で今ご説明させていただいた内容は来年度以降も本部会において進捗管理をさせていただきたいと考えておりますので、今ご説明した4年間の目標や取組の方向性についても、もう少しこういうふうに記載した方がいいんじゃないかとか、こういう項目が抜けているんじゃないかといったご意見がございましたら頂戴できればと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

一度質疑を挟ませていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（青少年課）

皆様の方から何かわからないところとかでも結構です。また、例えば居場所に表面化する問題の相談体制なども、いろんな形で子どもが言いやすい環境を整備するなど、そういった視点もちゃんと目標として入れるべきではないかとか、いろんなご意見があると思いますので、それぞれ何か思ったことでも結構ですのご意見いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○田中委員

市民委員の田中です。よろしくお願いいたします。

すごくまとめてくださっていただいて今後の計画もすごい明確なもので、とてもありがたいなと思っていました。

一点ちょっと確認したいんですけれども、新規の3番の子どもの居場所に係るネットワークの構築なんですけど、これは新たに立ち上げるということですか。既に私の団体も加入はしてるんですけれども、そこはどうかかなっていうのを、ご回答いただきたいです。お願いします。

○事務局（青少年課）

ご質問ありがとうございます。この後の項目で説明させていただこうかなと思ってはいたんですけれども、市の中で今、田中委員がおっしゃっていたとおり、似たような活動をされている団体があって、利用者側の目線で立っても同じような団体が複数できてしまう

とはいうのはよくないかなというのを感じておりますので、一度一緒にできないかということで今調整中ではあるんですけども、今回、市のやっていきたいことと、今居場所ネットワークを立ち上げられてやられている団体ですので、折り合いをつけてではないんですけども、検討しています。活動されている団体がどういったところを目指してというのを共有してから今後協力していけるのかということも探っていきたいと思っておりますので、1から立ち上げるというよりは、一緒にできたらなというのを目標としています。以上です。

○田中委員

ありがとうございます。以上です。

○小沼委員

市民委員の小沼です。いろいろまとめていただいてありがとうございます。

単純に確認なんですけど、今回の新規事業の目指す姿と新規事業ではないものの目指す姿というのはまた、それはそれで別に考えるということですか。

○事務局（青少年課）

ご質問ありがとうございます。そうですね今回の部会の趣旨としては、今回この居場所計画の目指す方向に向けた事業として、新規の事業を4つ定めさせていただいて、新規事業ということでピックアップしてご説明させていただいたうえで、ご議論いただきたいというものでした。、他の事業等についてはもう既にやっている、藤沢市子ども・若者共育計画に載っている部分を掲載しているのがほとんどと、施設等も既に動いている施設なのでそういったところの進捗管理であったりは、子ども・子育て会議の親会の方でさせていただくのかなとは考えております。

○小沼委員

わかりました。ありがとうございます。

この居場所のいろんな取組は、学校と連携していかないといけないかなと思うんですけども、そういったところをどういうふうに連携していったらいいかというのをどう考えているのでしょうか。また、居場所のネットワークについては、今後自走を考えているということですが、どれぐらいのタイミングで、人的な支援と財務的な支援を今の段階だとどういうふうに考えているのか、ずっとしがみついていくわけではなく、託していきたいと、もう今の段階で考えてらっしゃるってことかなというふうに見えたんですけど、今わかる範囲で教えていただければなと思いました。

○事務局（青少年課）

ありがとうございます。まず一つ目の教育委員会との連携は図っていかなければいけないと考えております。こちらにつきましては居場所計画の69ページに推進体制というのを載せさせていただいております。教育委員会はもとより、福祉部、また地域の活動とも様々取組というのは連携していかないと、居場所というのはいけないと思っております。具体的にこういった形の連携になるかは今後相談にはなるんですけれども、こちらに書かせていただいたとおり、藤沢市としては当然そういった部門とも連携を図っていけないと考えておりますので、今後詰めていきたいと考えております。

2番目のところは正直まだ検討段階でして、どうしていきたいというのは正直まだない状態です。なので今後、今年度の整理をさせていただきながら、4年間の目標も踏まえて検討していきたいと考えております。

○小沼委員

ありがとうございました。

○澁谷部会長

すいませんー委員として、発言いたします。私は一番目の子どもの意見が反映される仕組みという表現について、この辺りをどういうふうにイメージしてるのか気になってるところです。多分居場所に、いろんなものが入ってきて、究極的には子どもの数だけ居場所がありますし、推進しているということで、数値化して管理してるところもあるかもしれませんが、本当に少人数で今は1人しか子どもいませんというところももしかしたらあるかもしれないし、かなりたくさん子どもたちが集まってくるような場所もあって、子どもの意見が聞かれる方法は、居場所の数だけ出てくるのかなっていう気がするんですね。なので、仕組みを作るというよりは、子どもの声の部会の方とも関係するんですけど、子どもたちがどう感じているのかな、その感じ方はどういうところから生まれてくるのかなというようなところをもう少し大事にしてもらいたいのかなと思います。そうすると多分仕組みだけでなく、やっぱり日頃の関わり方とか、こういうところをいつも見てくれるから安心できるんだ、というような子どもの声がすごい居場所上の手がかりの一つとして見えてくるような場合もあるので、このときあまり仕組みを作ろうっていうところばかりに動かないといいのかなと、少し感想として思いました。以上です。

○事務局（青少年課）

本質的なところはそこになるのかなとは思いますので、仕組みだけではなくて、そうい

う環境が整っているということを意識して、もう少しやっていけたらと思います。ありがとうございます。

○小沼委員

私も全く同じ印象を受けまして、その運営側のこともすごい考えていただけてるっていうのは私もそういった一 NPO 団体としては嬉しいんですけども、その当事者から見たときに何が一番必要なんだろうっていうところ、やっぱりそっちを最優先で考えていかないと取組がずれてくるのかなっていうのを感じたんですね。現場の親の声とかを聞くと、居場所がどこがあるのかがわからないとか、そういうのがすごい多いんです。うちの団体とかも全然見つけられなかったっていうことで見やすい一覧がそもそもないので、当事者からすると本当にそういったところからまずは作っていかなくちゃいけないっていう、優先順位が、当事者側のところと、何かその運営者側のところ、どちらもやらないといけないんですけども、当事者側のところを先にやっていかないといけないんだらうなっていうのを見ながら感じたので意見させていただきました。ありがとうございます。

○事務局（青少年課）

ありがとうございます。新規の 4 にも繋がる部分で、意見聴取もそうだと思うんですけども、ネットワークを立ち上げるに当たって、実際運営者の声をもうちょっと吸い上げて、実際に必要なものを私たちが考えるだけではなく、現場で答えていただいている方からの意見が大事だと思っているので、そういった部分も 3 で吸い上げながら、1 にも 4 にも 2 にも波及させていけたらなっていうのは考えております。

ありがとうございます。

他に何かございますでしょうか？ないようでしたら次のところに進めさせていただきたいと思います。

では、3 の今年度の目標と取組内容について説明させていただきます。

では資料 1 の 3 今年度の目標と取組内容についてご説明をさせていただきます。こちらが今年度から実施していく部分をもう少し具体的な内容に落とし込んだものになっております。まず、(1) 計画の周知についてですが、先ほどの 4 年間の取組自体にはなかったんですけども、計画 1 年目となりますので、今年度についてはまず計画を知ってもらうという部分も必要になるかなと考えておりますので、この項目を挙げさせていただいております。計画の周知については基本的には概要版や子ども版の配布等を行っていくことを想定しているんですけども、ツールを活用した周知としましては、すぐーるや LINE など計画や居場所に関する内容を発信させていただくことを想定しております。

次に機会を捉えた周知として、イベント、具体的には市民まつりや産業フェスタなど機

会を捉えまして、不特定多数の方に触れていただく機会の創出として、計画の周知や、居場所に関するブースなどを出していくことを想定しています。

次に子どもの集まる場所や団体での周知として、こちらは子どもの家や放課後児童クラブ、子どもの居場所を運営する団体等への配布など、子どもが集まる場所又は実際に場所の運営をされている団体などへの配架の依頼も含めて、共有をしていくことを想定しております。

次に（２）ネットワークの立ち上げ及び交流会の実施についてです。こちらは先ほどの新規の３子どもの居場所ネットワークに居場所に係るネットワークの構築について今年度実施していく内容になっております。先ほど田中委員からもご質問がありましたが、市内に類似の団体が乱立してしまうのも良くないというのはこちらでも考えておりますので、実際に現在市内でネットワーク作りを実施されている団体に対して藤沢市として、藤沢市と一緒に取組を進めていけたらなという考えのもと、現在調整中となっております。ネットワークの立ち上げや交流会という部分については今年度から実施させていただくという前提があった上で、その上で黒ポチのところなんですけども、新規の２「居場所で表面化する問題の相談体制の検討」の事業にも関わる部分になるのですが、居場所へ表面化する問題の整理、相談先の把握や、相談フローの確立ということで、こちらはネットワークに加入してくれた団体へのインセンティブの一つにもなってくるのかなと思うんですけれども、実際に居場所を運営している人はどういうことが困り事でどういうところと繋がっていきたいのかという部分の１人から始めて、実際にどういうふうに繋げていくのか、相談者と相談を受ける側にとって、どういう相談のあり方がいいのかという部分も含めて検討していくというものになっております。

次に新規の１の「子どもの意見を反映した居場所運営の推進」にも繋がる部分になるんですけれども、意見聴取の先進事例や好事例の資料作成及び共有ということで、先ほどの相談も含めて、ネットワークだけに限るものではないんですけれども、実際に国が子どもの意見を聞いてね、という方向性があり、実際に居場所で意見を聞くとは具体的にどういうこと？という部分を解説する資料を作成する、という方向性で考えています。その中でネットワークの加入団体等と情報交換させていただきながら、実際にどういう情報が欲しいのかとか、わかりづらい部分がないかななどをヒアリングしながら作成をしていくことを想定しております。

最後に（３）居場所に関する情報を一元化するホームページの作成についてですが、こちらは新規の４の先ほど説明した「子どもの居場所事業の箇所数把握」を核として、相談機能や情報発信も含めてできるホームページの作成を想定しています。まず居場所のデータベースの公開、こちらは利用者も運営者も、居場所に関わりたいと思う人の対象を問わず、マップなどを用いて場所や開催情報を必要な支援などと併せて情報を公開できればな

というのは考えております。

次に、意見聴取子どものセーフガーディングに関する資料の公開と相談先の公開については、(2) で作成・調整したものを広く公開していくことを想定しております。こちらはネットワークに加入していない団体であっても必要な支援だと考えておりますので、広く公開して、各々の団体で活用していただくことを想定しております。

新規事業4つを2の4年間の目標と取組内容の部分でもご説明させていただいたのですが、今年度の取組内容についてはネットワークとホームページを軸に様々な支援や取組に繋げていくという構成を想定しています。

今年度の取組として想定しているものは以上となります。計画の周知についてはもっとこうした方がいいんじゃないかとか、ホームページではこういうことができないかなど意見を頂戴できればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（青少年課）

補足になるんですけども、計画の周知につきましては、子どもに向けて作らせていただいた子ども版や概要版、そういったものを用いてどんどん周知していきたいと考えております。なので対象として子ども版につきましては子どもを対象に周知していきたい、概要版につきましては居場所づくり計画を進めていく、居場所をやっている運営していただいている方々、またそれに携わる方々ですね。基本的に大人の方になるかと思うんですけども、そういった方々に周知していきたいという目的で作らせていただいている部分もありますので、そういった目的に沿って周知をしていきたいということで考えております。

何かご意見ご感想でも大丈夫なのですが、いただければと思います。

○田中委員

市民の田中です。お願いいたします。計画の周知の方法なんですけど、子ども版は、子どもにどういうふうな形でお渡しするのかなというのが気になってまして、実際放課後児童クラブや子どもの居場所にきていない子どももいます。その子たちこそ必要な場合があるんですが、その子たちにはどういうふうに渡すのかなと思ってまして、すぐ一斉やLINEは保護者ですよ。保護者の目には止まっても実際子どもの目には止まらないので、私の希望としては、予算があれば各学校に全員配布、をしていただきたいなっていうふうに思っています。そうすれば、子どもは実際見ます。これだけふりがなも振っていただいて、小学校一年生からでも読めるような状態ではあるし、わからない言葉は保護者に聞くなり大人の人に聞くっていう状態なので、できれば1人1枚、市内にいる小学生以上には1人1枚お渡しいただけたら、私個人としては嬉しいなって思います。

概要版とかにつきましては、本当に私達のような活動団体にいただけたらすごい嬉しいですし、他の団体と繋がるきっかけであったり、ご相談に伺う場所がわかるっていうのはすごいありがたいので、その部分に関してはこのままでもいいのかなとは思ってます。ただちょっと子どもの周知の仕方だけをもうちょっと検討いただけたらと思います。以上です。

○事務局（青少年課）

ありがとうございます。すぐに各子どもたちに全部お配りするというのは難しい部分はあるんですけど、検討させていただきたいと思います。ここが結構課題だと自分たちも捉えておりまして、子どもにこれを配って見てって言っても、なかなか見れない部分はあるかなと思っておりまして、今回の機会を捉えた周知ということで、その中で子どもにも説明しながらお配りできるとか、そういった形の方がいいのかなと事務局の方では考えて、こういった形を組ませていただいているというところがあります。なかなか見てもらうっていうのは大変な部分があるかなと思ってますので、他にもこういったやり方があると子どもに理解してもらえたり、配ったときに効果あるよねといったいい案があればいただきたいというのが事務局の考えになります。なのでイベントなどの機会を捉えた、というところはそういったものも考えさせていただいて、今回新規で入れさせていただいているというものになります。

○田中委員

ありがとうございます。でもイベントに來れないご家庭もあるんです。本当直近でそういうことがあって、やはり居場所が必要なのに來てくれないって子がいるので、その子たちにどうやって手を差し伸べるかが私達も課題なので、すみませんが、考えていただけると嬉しいです。よろしくお願いします。

○深津委員

羽鳥中学校深津です。今の、その子どもに対しての周知のところは、私も感じる部分がありまして、今学校の負担を軽くするためにいろんな文書がすぐ一で、委員会から送っていただけるようになったのは良かったんですけども、その分、子どもの方に情報が行かなくなってしまったということがありまして、いろんなイベントが子どもの参加率が下がったとも聞いています。こちらの計画の対象が自らの意思で居場所に行くことができる年齢ということなので、小学生はどうだかわからないんですけども、例えば、可能かどうかはあれですけども、中学生ですとほとんどの子が自分でスマホを持っていて、インスタとかTikTokとかそういうものを見ますので、そういうところで情報を流していただけ

たりすると、きっと中学生、高校生の目には留まるのかなっていうのは感じました。以上です。

○事務局（青少年課）

ありがとうございます。そうですね、いろんな形で中学生に周知できたらなと思っておりますので、参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○小沼委員

市民委員の小沼です。私もやっぱり最近親御さんとかと話していても、居場所がどこにあるか見つけられなかったっていうことで、やっぱりネットに一覧を出して、押すと、こういうことやってますっていうのがわかるようなものを早く作らないといけないんだろうなというふうに感じてます。だからそういうのがあれば子どももぱっと見て、子ども食堂などのいろんな居場所があって、その中の体験ができるところや単なる場所とかそういうのがわかりやすくあれば見やすいなというのが、話を聞きながら、早く作らないといけないのかなというふうに感じています。

○古郡委員

子ども青少年部古郡でございます。いろいろ貴重なご意見ありがとうございます。

さっき田中委員からもありまして、やはり周知とかお知らせについて、やはりどういう子どもたちを対象として見ていくのかということとところでだいぶ違ってくると思うんですね。市の方から今ご提案させていただいてる内容は、確かにもう既に居場所がある子どもたちはある程度見る機会もあるだろうと。だけど、なかなかそういうのに参加できない、あるいは課題を抱えている世帯だったりとか、こもってしまっている子どもたち、そういう子どもたちに対してどうアプローチするかというのは非常に課題だと思っています。なのでその辺は本当に皆さんからもご意見様々いただきたいと思いますし、やはり我々としてもどうアプローチをしていったら効果的なのかというのは日々悩みながら実はやってるところでございますので、ぜひそんなところはまた引き続きですね、ご意見いただければというふうに思います。

そういう意味では一つ我々として進めているのはやっぱり地域、藤沢の場合13市民センターがあって、そこを起点にして様々な活動をしていただいていますので、そういう意味でやっぱり地域で子どもを見守る体制、地域のネットワークというか、関係性の希薄化っていうのも一方で課題になっていて、今来ていただいている皆さんは様々なところで活動いただいている方々だと思うんですけども、やはり地域で大人がですね、なかなか顔の見える関係性が薄くなってきているので、そういうところももう1回ちゃんと作っていき

いというところで様々取組をしてますので、その辺もぜひご協力ご理解いただくとありがたいなというふうに思っていますのでよろしくお願いいたします。

○加藤委員

藤沢市みらい創造財団の加藤です。私も皆さんと同じなんですけども、これをぱっと配って子どもがぱっと手に取って中を見るのかなっていうところは正直あります。やはり何かこれともう一つ付随したもの、場所の一覧があるとか。これを配るときに、事業所のうちなんか居場所をやってますので、そういうスタッフが何か声をかけながら配るですとか、そういったこと取組を何かもう一つ作っていかなくちゃいけないのかなと感じました。また、そもそも子どもが居場所って、意識しているのかなというのを思いまして。多分居場所って、子どもにちょっと投げかけたときに、自分が思い返してみると居場所ってあんまり意識してない。遊び場だったりとか友達と一緒にいられる場所っていうだけで、居場所がなくてはならないってような意識も多分自分は持ってなかったなっていうところもあります。この子どもの居場所って何っていうところが、もう少し施設の中とか、いろんなところで目に触れられると、子どもたちも居場所っていうのはやっぱり大事な場所、大人の人たちが僕たちの、いや私達のためにこういった取組を進めてくれるんだっていうのが、もう少し意識できるのかななんて感じました。

○事務局（青少年課）

ありがとうございます。本当に子どもにとって、居る場所が居場所であって居場所という意識をしてないというのはまさにその通りだなと思いますので、まずは子どもの居場所って何、その部分についての周知というのも大切なな思っておりますので、どういった形ができるか、今後検討させていただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○金子委員

青少年指導員協議会金子です。私たちが活動するルール、場所っていうか、イベントが大きな子どもたちとの接する場所になるんですけれども、コロナを挟みまして、そういう活動が減ってきて元に戻りきれてないところが現状です。特に地域によるんですけれども、やはり学校でのお祭りなど以前はいろんな団体が参加させていただいたんですけれども、そこがなかなか入っていけないっていうのが、イベント数が減っている一つの要因になってまして、それぞれの学校さんの都合があると思うんですけれども、ぜひ学校でいろいろ以前行われてましたイベントなどに、地域の団体も参加させていただいたら、すごくありがたいな思っております。

○小沼委員

居場所というところで不登校のお子さんたちは、やっぱり今別室とか相談室とかそこがすごい居場所として、聞くんですよ。そこをすごいありがたいっていうふうに私も思ってるんですけども、やっぱり先生たちがいるときでないと開いてないとか、その今季からその先生がいなくなってしまうて足りなくなっちゃったんで、そこは使えなくなっちゃったとか。何か先生が不足してるのであれば、そういう地域の私達みたいな団体やボランティアで子どもと関わってる人、顔見知りだったりすればもっと安心だろうし、そういうおじいちゃんとかがいるので、そういうところに知り合いで入ってもらってもいいし、何かその居場所の一つに最近別室っていうところもよく聞くので、うまく学校とも連携しながら居場所計画を立てられたらいいなというふうに感じています。

○深津委員

深津です。学校の別室についてですが、一応現状、全ての学校がそうではないんですけども多くの学校の近況を言いますと、学校運営協議会というものが今作られ、結構その方を通して、そういう別室にもボランティアで地域の方が入ってくださって、開室できてるっていう学校も多くあります。うちの場合ですと、毎日どなたかが入ってくださっているんですが、ただ本当にボランティアなんですね。そのため、長時間いていただくのは申し訳なくて、今のところ2時間だけということにさせていただいています。午後しか開室がすぐできないので、本当にいろんな方が関わっていただけるようになると、開ける時間も長くなりますし、もっと多くの子どもにも利用してもらえたりするのかなと感じていますので、地域の方と何か繋がってというのは、学校としても希望したいところではあります。

先ほどお祭り、学校でのイベントに地域が参加するというお話もありましたけれども、それも本当に学校だけでは無理なので、もう地域の方と協力し合ってできれば理想的だなというふうに感じています。

○事務局（青少年課）

ありがとうございます。では次の議題に入らせていただきたいと思います。

では資料の1ですね、最後の4番、第2期藤沢市子どもの居場所づくり推進計画の改定についてということで説明させていただきます。子どもであったり、居場所の運営者の声を、概要版、子ども版に反映して、ターゲット層に対してよりわかりやすいものへと適宜更新していきたいと考えております。計画本体については、令和9年度に実施予定の中間見直しについて、必要に応じて内容の更新は予定をしております。実施内容としまして

は、基本的には電子版のみの更新を想定しています。

概要版については市民だけではなく居場所の運営者の方々にも計画の内容を伝えるものとして作成をしておりますが、今のものから加えて掲載した方がいい内容であったり、この表現少しわかりづらいなどあれば加筆修正を行うさせていただく予定となっております。また年度の更新として、今居場所の数などを掲載していますが、そのような箇所数等については新年度の4月1日時点で更新をさせていただく予定です。

また子ども版についても、表現の修正であったり、先ほど委員の皆様からいろいろとご意見をいただきましたが、実際に子どもに伝えるにあたって本当に必要な内容だったり、わかりやすい内容、手に取りやすい内容にしていきたいと考えているので、基本的には中間見直しと同時にとは考えております。より良いものになっていくように更新をさせていただきたいと思っておりますので、今後ともご協力いただければなと思っております。説明については以上です。

それでは澁谷先生に一度お返しさせていただきたいと思います。

○澁谷部会長

ありがとうございました。様々な意見をもとに対応をしていくということですので、またぜひ今年度の活動等として、動いていただければと思います。

次第の2議事の(2) 青少年の指導等について、こちらの方に話題を移してまいりたいと思っておりますので、まずは事務局の方からご説明をお願いします。

○事務局（青少年課）

議題の2ですね、青少年問題協議会について、青少年の指導、育成、保護、矯正についてということで、資料につきましては資料の2-1と2-2を別に説明させていただきたいと思っております。まず資料の2-1を御覧いただければと思います。今回この議題を本件で挙げさせていただいてるのは、子ども・子育て会議の中でご議論いただきたい部分ということのを昨年8項目として挙げさせていただいてるんですけれども、その中の一つに、地方青少年問題協議会法第2条に規定する青少年の指導、育成、保護及び矯正に関することとしております。これは昨年度追加したものというわけではなく、前から項目としてはあるんですけれども、今まで様々なご審議いただく中にこの辺の内容は含まれているものなのかなと考えてはいるんですけれども、今まで事務局の方でメインとして指導、育成、保護、矯正の内容について、議題として提供してこなかった部分もありますので、今回改めてこの青少年の指導、育成、保護及び矯正ということで議題として挙げさせていただいてるものになります。

また今後議論していただくに当たりまして、指導等についてどのようなアプローチでど

ういった資料が必要なのかとか、実際に藤沢市で皆さんいろんな子どもたちと携わる中で感じてることや、この後説明させていただく統計など、そういった数字を聞きながら実際に感じているのは、数字としては出ているけど実際に携わってるとこは感じてないよとか、多分そう思う部分があるかと思いますので、そういった部分を皆さんと意見交換させていただきながら、進めていきたいと思っております。

では早速ですけれども、資料の説明をさせていただきたいと思います。事務局の方からまず資料2-1の1と2の部分について説明させていただいて、実際に皆さんがいろいろと子どもたちと携わる中で感じていること、そういった乖離ですとか、本当にそうだよねと思う部分、そういったものを意見交換させていただきたいと思っております。

では一番から順番に進めさせていただきたいと思います。こちら非行不良行為の推移ということで、一番につきましては全国の推移になります。こちらの方は令和6年度の国が作成している犯罪白書から抜粋したものになります。

(1) こちらの方は少年法による刑法犯等の推移になります。下の表が刑法犯、危険運転致死傷、過失運転致傷のグラフになりまして、少年による刑法、そういったものの研究集の方を全国的なものを出させていただいております。こちらの推移につきましては、昭和58年、こちらは31万7438という件数があつたんですけれども、そちらをピークにしまいいりました。令和3年が戦後最少ということになっておりまして、そこからちょっと増加に転じてるんですけれども、2023年度は約3万4768件という形になりまして、昭和58年をピークにちょっと下がっているという傾向になります。こちらの方が今1の方で説明させていただいたものになります。②で刑法犯ということでグラフの方をつけさせていただいてるのが、これが20歳以上の犯罪の件数と少年の方の犯罪の件数の推移をグラフにしたものになります。白黒になって見にくいんですけれども、そういった形の推移になっております。(2) 少年による刑法犯の子の検挙人数を示させていただいております。これは令和5年度に刑法犯で検挙された数、その内訳を記載させていただいております。一番大きいのが窃盗犯で1万4100159件、続いて多いのが傷害で2579件となります。詐欺のところは8804件とあるんですけれども、うち特殊詐欺による少年の犯罪は431件という形になっております。

右側の方に男女比を入れさせていただいてるものになります。次(3)なんですけれども、こちらが少年による特別法犯ということで刑法以外の犯罪ですね、大麻取締法ですとか、児童買春法、そういったものの犯罪になります。総数としては5033件ありまして、その割合が、大麻取締法が23%、児童買春法が18%、そういった形の水位が多くなっているということになります。

続いて(4)になります。こちらは少年による覚醒剤取締法等の検挙数になります。こちらの方が大麻取締のところは最近増えてるので説明させていただきますと、平成6年に

1回ピークの波があるんですけれども、下の方で推移してたものが平成の26年頃から令和3年まで増加を続けておりまして、令和5年度は1187件あったという形になります。

続いて(5)になります。こちらの方が暴走族の構成数とグループ数の推移になります。こちらの方も右肩下がりという形にはなっております。統計が平成16年からしかとっておりませんので、15年以降減少傾向にありまして、令和5年ベースですと2285人の111グループが全国であるという形になっております。

(6)です。こちらぐ犯というものになりまして、将来犯罪を犯す恐れがある子、実際に刑法には該当しないんですけれども、そういった形のほどの推移になります。こちらの方も右肩下がりという形にはなっているんですけれども、令和5年で106人が対象となっているという数値になっております。

続いて(7)になります。こちら不良行為の少年の補導件数になります。不良行為が何かというと、また先ほどの犯罪ですとかぐ犯、これには該当しないんですけれども、飲酒喫煙、深夜徘徊、そういったものに該当する子どもの補導人員です。こちらの方が令和5年度で約32万1686人ございまして、令和5年度になりますと補導人員の大体の割合につきましては、深夜徘徊が多くなりまして51%、喫煙が30%で、大体約8割がこの二つで占めているという状況になります。

(8)になります。こちらが少年による家庭内暴力、こちらの認知件数になります。こちらの方は先ほど値が右肩上がりという状況になりまして、平成24年から増加し続けておりまして、令和5年は4744件あったという形になります。近年の傾向になるのですが、グラフが見にくいんですけれども、一番下の段のところが小学生になります。その次が中学生高校生という枠になっておりまして、小学生がだんだんと多くなっているというのが最近の傾向にあるかなというところで、見えてる。こちらの家庭内暴力の件数になります。

(9)になります。こちらいじめに起因する事件ということで、こちらの件数が平成25年をピークとしまして令和3年で139件の196人、498人ですね。令和5年はちょっと増加しまして292人で404人という形で、令和5年は増加しているということで傾向が見えているところになります。

続いて2番県下の非行、少年非行、先ほどは全国のところだったんですけど、県の方の説明をさせていただきます。こちら資料は2-2を見ていただければと思います。

こちらは結構大きな資料になってしまいますので、抜粋して説明させていただくんですけれども5ページ目ですね、ページ振ってなくて申し訳ないんですけれども、第1の非行少年というところになります。こちらの方が令和6年度における検挙件数になりまして令和6年度では1938件8人の検挙がございました。その内犯罪少年が1484件で触法

ですね。法に触れることが104件で1588件あったという形あります。

続いて、次のページになります。こちらの方が全国と比較したものになりまして、令和6年で1588件ありまして、こちらの方は神奈川県は全国で5番目に多かったという形になります。一番多かったのは東京都、次に大阪、愛知、兵庫という形で順番になっております。

その次の2番の刑法犯の検挙補導割合になりますが、こちらの方が令和6年で1588件あったうちの窃盗犯が812件で、こちらから令和5年度ですと619件から818件ということでちょっと増えてるという状況になっております。

その次に増加してるところで言うと、風俗犯というのが令和5年は8058件あったのですが、令和6年度は103件に増えているという状況になっております。

続いて次のページですね、3の刑法犯の少年の学職別検挙数になります。

1588件のうちの内訳を定めさせ、入れているものになりまして一番多くは高校生になりまして713件、昨年が526件だったんですけども、約187件増えてるという形になります。続いて中学生が349件、小学生は49件という形の内訳になっております。

次のページをちょっと飛ばさせていただいて、6番の刑法犯の男女別検挙数になります。こちらの方は、あと令和6年の県研究の男女別の比になっておりまして、男性が1294件、女性が190件あったという形になります。

そこから先をちょっと飛ばさせていただいて、(6)の再犯者率になります。こちらの方が再犯率ですね、こちらの方は過去5年において約32%から36%の人数で推移しているという状況になります。こちらはそれぞれのその再犯率が刑法それぞれの犯罪ですね。それぞれに応じて何%かっていうところになりますので刑法犯ですと大体約31%という形で推移されているというのが再犯率になっております。

続いて第3章の特別法犯のところの1のところになります。先ほどの特別法ですね刑法以外の犯罪に該当するものの検挙数になります。こちらの方は令和6年度ですと神奈川県で340件ございました。一番多かったのが軽犯罪で102件ありまして、続いて児童買春ですとか児童ポルノ法で50件あったということの状況、その他で114件という形になっております。

次のページはちょっと飛ばさせていただいて、4の薬物乱用少年の検挙数になります。こちらの方が薬物乱用の検挙数が96件ございまして、それぞれ記載させていただいていますが、大麻の方が80件ございまして、その内中学生が2件、高校生が17件、その他の学生が9件という形で、あとは有識少年、無職の少年という形で31件と21件という形で続いております。

あとはちょっと細かいところになってきますので、後ほど見ていただければと思います。実際に犯罪の件数とかは、こういった形で推移しているということの状況になってお

ります。数字だけを見せさせていただいて、なかなか数字だけで聞いてどうこうというのは、難しい部分にはなるかなと思ってるんですけども、説明を聞いていただきながらとか今、子どもたちと携わっている中で、数字以上に減ってるよねとか、いや数字はそうなるけれどもっと増えてるような印象がある、ですとか、またそういった子どもたちが増えている、減ってるどう感じてるかとかそういった感想でも結構ですので、ちょっと伺いできればなと思っております。何かご感想で大丈夫なんですけれども、何かございますでしょうか？

○金子委員

青少年指導員協議会金子です。私達指導員が月2回、地域の見守りパトロールをするんですがその中で、比較的、大きな駅に近い地域は、駅周辺のパトロールも街頭指導員さんについていただいているんですけども、私も藤沢駅周辺を月に1回回りますが、喫煙に関しては、時間帯によりますが、3時から4時ぐらいの子どもたちも学校が終わるっていう時間帯ですけども、本当以前より、隠れてというのはあるでしょうけれども、見ることがなくなりました。それよりも午前中、街頭指導員さんたちが回っている時間帯であれば怠学ですね。寝坊したからその辺をウロウロ、一応家は出てるみたいなんですけれども遅れて2時限から行くとか。そういう学生の子が2人で出くわすことが多いそうです。その怠学が最近ですと、ちょっと増えてますかね。ただの特にいわゆる不良とか、そういう感じではなく、本当普通の子がちょっと遅れて行きますとか、受験シーズンとかになりますと特に学校に行かずに、塾や図書館とかで勉強したいから今そちらに向かうとかそういう学生さんも増えてる感じですね。喫煙に関しては以前ですとビルの合間とかで見かけることがあって声をかけたりはしたんですけども、本当に見かけなくなっている。私が回っている時間帯とあの場所なんですけれども、街頭指導員さんたちの報告でもほとんど減ってる現状ですかね、この藤沢近辺で言いますと。ただ湘南台駅の近くにある公園では結構常連のように見かける高校生もいるのはいる現状ですけども、人数的には少ない感じです。

○事務局（青少年課）

ありがとうございます。他に感じたところとかでも結構なんですけども、ありますでしょうか？

○小沼委員

感想ですけども、少年による家庭内暴力の認知件数が増えている、他のところが結構

減ってるのに、家庭内暴力だけ増えてるんだっていうところで、私のその親の会でもやはり子どもからの暴力っていうのは、すごい多いです。だけどこれを不登校だけの問題じゃないのかなって、家庭の中っていうのは見えないから、学校に行つてようとして行つてなかつたと、子どもたちがストレス溜まってるのかなっていうのは感想です。いろいろ学校が厳しくしちゃいけないとかいろいろそういうところもあるとかわかんないんですけども、なんか子どもたちストレス溜まってるんだろくなつてというのが正直な感想です。ありがとうございます。

○加藤委員

みらい創造財団の加藤です。今の子どもの暴力でいきますと、うちの財団は放課後児童クラブを運営しておりますので、やはり一、二年生の暴力っていうのが如実に増えていきます。その対応で結構苦慮するというか、ある程度五、六年生ぐらいですと話をしたりとか違うところにストレスを持ってたりとかすればいいんですけど、一、二年生ですとなかなかそうはいかなくて手を焼いているっていうのは聞いています。

また青少年施設を運営してて、やはり不良といひましようか、ちょっと手がつけれないのか、結構ここ小学生の高学年と中学校になり始めっていうところが少し増えているっていうのが、別に数値を取ってるわけじゃないんですけど、何となく実感としてあります。あと、高校中退しちゃった子が一番厄介で、どこにも所属してないので、どこに電話してもどこもフォローが入れられないような状態で、警察ももう結構あの子たち頭良くて、すれすれのところでここまでとかつていうところがわかつてたりとかもするので警察も手を焼いてて、警察に相談しても警察も見守るしかない、何か暴力事件を起こしてくれれば逮捕はできるけど、そうでない限りはっていうところで、誰が彼らを見守っていくのか、誰が支えていくのかというところがなかなかない世の中になつてると。中学生高校生でしたら所属がちゃんとありますので、何とか学校と一緒に連携してとかつてできるんですけど、なかなか高校までいっちゃうと、またそれが中退してたりとかすると、もっと所属がなくなってくるっていうのが現状の課題として感じてます。

○事務局（青少年課）

ありがとうございます。他に何かご感想でも大丈夫なんですけどありますでしょうか。

○田中委員

市民委員の田中です。改めてこうやって見ると、該当が多いんだっていう感想が、個人的にはありまして、たださっきの県の資料とかですと、検挙はされてるけど実際はもっと数は多いんじゃないかなっていう。実際検挙されてない児童とか生徒もいると思うの

で、そんなふうになんて個人的には思いました。私もやっぱり小沼さんと同じふうにも子どもと関わっていて、家の中で起こることって実際私達は見えないので、家の中やはり保護者の声、なんと表現すればいいか難しいのですが、言葉で何かちょっと子どもたちの心を傷つけてしまって、それをやっぱり子どもってうまく言葉で返せなかったりするもので、それでやっぱり暴力というか物を投げてしまったり、というのがあるのかなっていうのを最近感じています。

駄目だよだと、やっぱり子どもってわからないんですよ。なので駄目じゃなく、やってはいけないことなんですけど、駄目っていう言葉ではなくて、親がして欲しい言葉で伝えてあげるのがいいのかなというふうに最近実際自分が介助員で入っている学校の子どもたちにも伝えてるんですけど、「いけない」「うるさい」「駄目」っていうのって全部否定的な言葉なので、子どもってそこで自分って駄目なんだなというふうに受け止めてしまって自分のしていることが全部否定されてるって思うことが多いので、やっぱり親がかける言葉一つで違うし、学校の先生たちがかける言葉一つで子どもたちの気持ちのモチベーションって変わるのかなっていう思うので、そういった保護者への啓発活動も私達はしていきたいなというふうに、団体としては今やってますので、そういう輪がどんどん市内に広がっていくと、子どもたちのこういった犯罪行為も減っていくんじゃないかなというふうに今考えてます。以上です。

○事務局（青少年課）

ありがとうございます。大丈夫ですかね。

続いてご説明させていただきたいと思います。こちら次3番と4番になります。先ほど犯罪ですとかそういった状況とかを説明させていただきました。それに対する国や県のものもあるんですけども、資料と主な取組ということで書かせていただいております。

まず3番4番で説明させていただきます。まず3番の国の動向なんですけれども、国の取組としましては、毎年7月を青少年の被害・非行防止全国強調月間と定めまして、犯罪の被害から社会全体をもって子どもたちを守る機運の醸成を図ることを目的に実施しております。今年度ですと最重要課題をインターネット利用における子どもの性犯罪、性被害の防止として定めて、その他重点課題ということで有害環境の対策ですとか、薬物対策不良行為の防止、再非行の防止、いじめ問題ということで定めております。この期間に合わせて、県の方でも取組を進めておりまして、また市の方でも青少年指導員さんである講演会やキャンペーンなどを実施して啓発活動を実施しております。提携においても連動した形でキャンペーンなどを実施しているというのが、取組状況になります。この他にも様々な取組を実施しているのですが、主だったものということで今ここから買わせていただいております。

続いて4番の市の主な指導に関する藤沢市等の取組状況ということで、こちら主だったものだけを記載させていただいております。まず1個目は学校警察連絡協議会といったものがありまして、小学校・中学校・高校の校長先生ですとか、警察ですとかが中央児童相談所を介し、教育委員会などを含めまして児童生徒の健全育成に向けて、学校、警察と連携しまして非行防止や犯罪被害の防止を図る、そういった取組をしている団体がございます。その他にも藤沢地区の藤沢地区社会を明るくする運動ということで、犯罪のない明るい社会を目指すということに取組をしております。こちらも保護司ですとか、更正保護女性会、民生委員さんとか青少年指導員協議会の方々が参加した形で犯罪防止の取組を実施しております。

3番目は藤沢市青少年指導員協議会、金子委員が入ってる団体なんですけれども、藤沢市長と神奈川県知事から委嘱されている団体になりまして、青少年の健全育成と非行防止を図るために活動しております。藤沢市内で約200名の方が委嘱されておりまして、様々な活動に取り組んでいる方々になります。

4番こちらの方は街頭指導員ということで青少年課にいるんですけれども、警察のOBを会計年度任用職員ということで4名配置させていただいております。平日の日中市内を巡回させていただいて、青少年の指導のパトロールを実施しております。

また、先ほど金子委員の方からお話もあったんですけれども、地区の青少年指導員さんと連携しまして、合同でパトロールを実施している状況になります。

最後(5)特別街頭指導員ということで、こちら市の方がやってるんですけれども、年間における夜間における深夜外出ですとか、飲酒の問題に対して声かけを行う取組をしております。毎回4班4名体制で実施しておりまして、月に4回から10回、9時から24時の間で、駅周辺とか藤沢駅、辻堂駅、湘南台駅ですとか、江ノ島そういった地域のパトロールを実施しているということになります。

今説明させていただいたのは主だった取組で、まだ他にも様々な取組を大きいものから小さいものまで様々な形で実施しているんですけれども、皆さんにお伺いしていきたいのが、皆様子子どもたちと関わっている中で、もっと重点的に取り組むべきところですか、こういった部分が足りないよ、ですとか、そういった部分についてご意見があればお伺いしたいなと思っております。

先ほどのこの中退の子どもたちの行き先がないですとか、家庭内暴力の部分ですとか、そういったものにもっとアプローチできるようなものがあればいいのではないかと様々なご意見あるかなと思っておりますので、そういった部分でご意見いただければなと思っております。何かございますでしょうか？

なかなか出づらいところかなとは思っているのですが、今後引き続きこの場でなくてもこういった形で青少年の指導育成ですとか、保護矯正そういった形でご議論をいただき

たいなと思っておりますので、今後でも感じたことがあれば今ではなくて結構ですので、ご意見いただければなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では議題の2のはこちらの方で終わりにさせていただいて、澁谷部会長の方にお戻しさせていただきますと思います。

○澁谷部会長

ありがとうございました。青少年問題についても今までなかなか取り上げられてこなかったところなのですが、この会議体の中ではやはり大事なところというところで少し現状共有いただきましたし、また話を聞く中で、やっぱりそこに至るまでには、子どもたちが日々生活している場所があって、そこでいろんな多分サインが出てるので、そうしたところからいろいろ対策をとっていくというところも非常に大事なので、ここを切り離さないでやっていく必要があるのかなと少し感じたところです。

ではこちらでお預かりした議題については以上ということになりますが、最後ですね委員の皆様や事務局から何かございますでしょうか？特段言い忘れたとか、これを機会にちょっとアナウンスしたいとかいうことはございますか。ないようでしたら最後事務局からの事務連絡に移りたいと思います。お願いします。

○事務局（子ども総務課）

本日はお忙しい中、令和8年度第1回藤沢市子ども・子育て会議青少年・居場所部会にご出席いただきありがとうございました。なお、次回の部会開催日程は未定でございますので、日程が決まり次第ご連絡をさせていただくとともに、ご予約お伺いさせていただきますので、その際はご対応のほどよろしくお願いいたします。

なお、令和8年度第1回藤沢市子ども・子育て会議の全体会につきましては、8月7日金曜日の午前中を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

また新たに委員となられた方で、報酬の支払いに関する書類をお持ちいただいた方は、後ほど齊藤までご提出をお願いいたします。

最後に本日駐車券の方お持ちの方がいらっしゃいましたら会議終了後こちら私齊藤までお待ちくださいますようお願いいたします。

以上となります。

○澁谷部会長

ありがとうございました。これで本日の日程は全て終了いたしました。本日は速やかな進行へのご協力ありがとうございました。以上ですお疲れ様でした。

以 上